

第4章 東京都情報公開・個人情報保護審議会

第39条 東京都情報公開・個人情報保護審議会

第39条 情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるため、東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する事項のほか、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）第8条に規定する事項について、都の機関（同条例第3条第1項に規定する都の機関をいう。）の諮問を受けて審議することができる。
- 3 審議会は、前二項に規定する事項のほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議することができる。
- 4 審議会は、前三項に規定する事項のほか、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができる。
- 5 審議会は、知事が任命する委員8人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 第4項に規定する事項について調査審議するため特に必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 臨時委員は、知事が任命する。
- 9 臨時委員の任期は、その者の任命に係る事項の調査審議期間とする。
- 10 審議会は、第3項に規定する事項にあってはその指名する委員3人以上をもって、第4項に規定する事項にあってはその指名する委員又は臨時委員3人以上をもって構成する部会に審議させることができる。
- 11 前項の規定により行う部会の審議の手続は、公開しないことができる。
- 12 委員及び臨時委員は、前項の規定に基づき公開しないとされた部会の審議の手続において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

13 前各項で定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

趣 旨

- 1 第1項は、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べる機関として、東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置することを定めたものである。
- 2 「情報公開に関する重要な事項」とは、情報公開制度の運営に係る基本的な事項、情報公開の総合的な推進を図るために必要な事項等をいう。
- 3 第2項は、審議会は、個人情報保護法施行条例に規定する事項についても、実施機関の諮問を受けて審議することができることを定めたものである。
- 4 第3項は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項について、調査審議し、及び知事に建議することができることを定めたものである。
- 5 第4項は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができることを定めたものである。
- 6 第10項は、第3項及び第4項に規定する事項の審議に関して審議会の迅速かつ機動的な運用を図るため、一部の委員で構成する部会に審議させることができる旨を定めたものであり、部会において調査、審議し、その結論をもって審議会の決定とすることができるという趣旨である。

運 用

審議会における審議は、本条第11項が適用される場合又は審議会が非公開とする旨の議決をした場合を除き公開で行われることとなる。

関係規則・要綱

【情報公開・個人情報保護審議会規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）

第39条第13項の規定により、東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し広くかつ高い識見を有する者の中から、知事が任命する。

(臨時委員)

第2条の2 条例第39条第7項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者の中から、知事が任命する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第4条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、条例第39条第4項に規定する事項に係る審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 審議会は、条例第39条第1項の規定により審議し、若しくは実施機関に意見を述べ、又は同条第二項の規定により都の機関の諮問を受けて審議するに当たって、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(部会)

第6条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

2 第4条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「知事」とあり、及び同条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会は、部会における所掌事項の審議のため必要があると認めるときは、実施機関に対し資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(専門調査員)

第7条 審議会に、調査のため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。